

健康保険
厚生年金

資格取得（喪失）証明書

下記の者は、健康保険の 被保険者 取得
 被扶養者 喪失 の資格を したことを証明します。

令和 年 月 日

所在地

事業所（または保険者）

名称

代表者

TEL（ - - 担当者 ）

記

健康保険の種類 記号・番号	保険者名				
	保険者番号		記号・番号		
基礎年金番号	-				
被 保 険 者	氏名				
	生年月日	昭和・平成	年	月 日	
	資格取得年月日	昭和・平成・令和	年	月 日	
	退職日	平成・令和	年	月 日	
	資格喪失年月日 (退職日の翌日)	平成・令和	年	月 日	
被 扶 養 者	氏名	生年月日	続柄	資格取得年月日	資格喪失年月日
		年 月 日		年 月 日	年 月 日
		年 月 日		年 月 日	年 月 日
		年 月 日		年 月 日	年 月 日
		年 月 日		年 月 日	年 月 日
		年 月 日		年 月 日	年 月 日

【事業所へのお願い】 この証明書は国民健康保険の資格を取得（喪失）するための必要書類
ですので、各欄もれなく記載のうえ本人にお渡しください。

離職または就職された方（被扶養者含む）の 国民健康保険の手続きについて

被保険者が離職された若しくは家族が被扶養者から除かれた場合、又は就職された若しくは家族が被扶養者となり、国民健康保険（以下「国保」という）以外の健康保険（以下「社保」という）に加入された場合は、「健康保険 厚生年金 資格取得（喪失）証明書」を持参していただき、国保年金課または大野出張所にて国保資格の取得や喪失の届出をしていただく必要があります。ただし、別世帯の方が申請する場合には委任状が必要となります。

離職した（被扶養者から除外された）とき・・・国保の資格取得届の提出が必要です

就職して国保に加入される場合は、社保喪失日から14日以内に社保に加入された方全員分の記載がある証明書類を持参し、国保年金課に「国民健康保険喪失届」の提出が必要です。

【ご用意いただくもの】

- ・ 社保の資格喪失日がわかる証明書（健康保険被保険者（被扶養者）資格喪失証明書など）
- ・ 医療福祉費受給者証（マル福の受給者証）※受給者のみ
- ・ 印鑑（認め印 可）
- ・ 本人確認できるもの（免許証 など）

就職した（被扶養者に認定された）とき・・・国保の資格喪失手続きが必要です

就職して社保に加入された場合は、社保加入日から14日以内に社保に加入された方全員分の記載がある証明書類と国保の保険証を持参し、国保年金課に「国民健康保険喪失届」の提出が必要です。

【ご用意いただくもの】

- ・ 社保の資格取得日がわかる証明書（社保の保険証または、資格取得（喪失）証明書」等、国保喪失者全員分の記載があるもの
- ・ 国民健康保険の保険証
- ・ 医療福祉費受給者証（マル福の受給者証）※受給者のみ
- ・ 本人確認できるもの（マイナンバーカード、免許証 など）

《ご注意ください！》

離職後、健康保険 厚生年金 資格取得（喪失）証明書等の発行日から14日以内に国保資格取得手続きをされないと、資格取得日から手続きされた前日までの医療費は全額自己負担となります。なお、国民健康保険税は資格取得日に遡って負担していただきます。

国保の資格がない期間に国保の保険証を使用していることが判明した場合は医療費の返還手続きが必要な場合があります。

【問合せ先】

鹿嶋市役所 健康福祉部 国保年金課（第2庁舎1階8番窓口）
TEL：0299-82-2911（内線331～333）